

令和5年度第1回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和5年11月14日午後2時00分、本庁舎11階1101・1102会議室に招集された。

記

1. 付議事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）

2. 報告事項

報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）の改定について

3. 出席委員 13名

川口 暢子、嶋田 喜昭、夏目 欣昇、

平松 邦江、則竹 安郎、高橋 一、森 ひとみ、井田 吉彦、

浅岡 美和、石田 智子、竹内 嘉章、中神 一明（代理出席：青山 裕二）、二ノ宮 明彦

[事務局]

まちづくり部長 中川 哲也

まちづくり部参事 谷 聖

まちづくり部次長 武馬 雅志

都市計画課長 木下 卓治

同都市計画・広域事業G専任課長 小川 真太郎

同G課長補佐 藤本 博文

同G主査 平子 浩士

農業振興課長 落合 邦彦

同農政G専任課長 木全 康夫

同G課長補佐 長澤 洋司

同G主査 渡辺 志保

同G主任 野村 悠乃

会 議 顛 末

開

会

午後2時00分

事 務 局

(開会のことば)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度 第1回 一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、13名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

なお、小野委員、豊島委員、吉田委員、渡部委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。

また、中神委員におかれましては、本日ご都合が悪く欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課の青山裕二様に代理出席いただいております。

また、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せて報告させていただきます。

本日は、議案の審議として1議題、報告事項として1案件がございます。

また、第1号議案の説明用に別途資料を配布しておりますが、こちらの資料につきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会

長

会長を務めさせていただきます、嶋田でございます。

本日も何かとご多用の中、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、本年度第1回目の審議会となりますが、議案としまして「尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）」がございます。また、報告事項としまして「一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定について」ということで改定の途中段階について、ご報告いただくこととなっております。

本日も忌憚のないご意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会

長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は、名簿の上から順にお願いしたいと思います。平松委員と則竹委員、お願いいたします。

(議案の審議)

会

長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）についてご審議賜りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会長

はい。

事務局

議案第1号につきましてご説明いたします。なお、説明につきましては、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。尾張都市計画 生産緑地地区の変更（一宮市決定）でございます。議案書の議案第1号をご覧ください。1枚めくっていただき計画書、さらに1枚めくっていただき「都市計画生産緑地地区を次のように変更する。」もので、面積約97.9ヘクタール。位置及び区域は、別添の総括図と計画図に示してございます。

1枚めくっていただき変更理由書、さらに1枚めくっていただき、中段、「4 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」をご覧ください。今回の変更理由でございますが、①買取りの申出があり、行為制限が解除されたもの、②公共施設等の敷地となったもの、④地積更正によるもの、⑤残地が要件不足となるもの、⑥一団の番号を付替えるもの、⑦新たに生産緑地とするもの、について、一部区域を変更するものでございます。

下の黒枠内をご覧ください。買取りの申出につきましては、昨年までは○の2つ目、主たる従事者の死亡または病気や怪我などの故障による買取り申出のみでした。しかし、近年追加指定した場所を除き、旧一宮市と旧尾西市の地区では令和4年12月4日に30年の期限を迎えたことにより、今回は○の1つ目、生産緑地地区を定めてから30年経過したことを理由とした買取りの申出が含まれております。

さらに次のページに、それぞれの変更面積及び団地数につきましてまとめております。

次に、右ページ変更箇所別調書、1枚めくっていただき、横書きのページ、上段の表、「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。

今回の変更により生産緑地地区は、変更前から12万9,919平方メートル減少し、97万9,330平方メートル、約97.9ヘクタールとなります。

本日、審議をお願いいたします変更案件は、全部で168箇所となります。全ての案件につきまして詳細なご説明を申し上げておりますと、大変な時間が掛かってしまいますので、一部を抜粋してご説明いたします。変更理由が死亡または故障による制限解除、30年経過による制限解除、地積更正、要件不足、一団番号の変更についての一部と、追加指定につきましては、箇所別調書の記載により説明に変えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議案書の図面名称「総括図」「計画図」と記載された封筒の中をご覧くださいと思います。

縮尺2万分の1の総括図が1枚と、縮尺2,500分の1の計画図が50枚入っております。

ここからは、この計画図と先ほどご覧いただきました箇所別調書に沿ってご説明いたします。

それでは、まず、箇所別調書の3ページ目、左に記載の一団番号1-153をご覧ください。30年経過による制限解除と地積更正による変更がございます。計画図につきましては11枚目をご覧ください。場所は、一番上の黄色に塗られた箇所でございます。なお、凡例につきましては、右下に記載してございます。

一団番号1-153の黄色に塗られた箇所は、もともと南側の緑色に塗られた箇所と合わせて一筆でしたが、分筆をして、緑色の箇所だけを特定生産緑地に指定するとともに、黄色の箇所は30年経過したことを理由に買取り申出がなされたため除外するものです。

この分筆に伴い、残る生産緑地の面積が12平方メートル増加しましたので、地積更正と合わせて変更いたします。

続きまして、箇所別調書9ページ、左に記載の一団番号4-166をお願いいたします。30年経過による制限解除、要件不足、分団による一団番号の変更がございます。計画図につきましては28枚目をご覧ください。場所は、図面左側の黄色に塗られた箇所でございます。こちらは、30年経過したことを理由に買取り申出がなされたため除外するものとなっております。

この除外により、南側の農業用道路の指定理由がなくなるため、合わせて524平方メートルを除外いたします。同じような案件が、他に10箇所ございますが、いずれも農業用道路や農業用水路の指定理由がなくなるため要件不足で除外するものとなっております。

また、同じく一団番号4-166は黄色の場所の除外により、右側の細長い緑色に塗られた1筆254平方メートルの土地が面積要件不足となります。しかし、一宮市では、平成30年度より一団要件の緩和を行っており、当該生産緑地がある街区内とその隣接の街区内にある生産緑地のうち、おおむね100平方メートル以上である生産緑地については一団とすることが出来るようになりました。このため、細長い緑色の箇所は、一団番号を4-166から、4-167へ変更し、北側にある生産緑地と一団として存続となります。同じように一団番号の変更により継続させるものが他に5箇所ございますが、いずれも一団の要件緩和により生産緑地を存続させるものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、箇所別調書13ページ、左に記載の一団番号13-3をお願いいたします。公共施設の設置による変更と地積更正による変更がございます。計画図につきましては、40枚目でございます。写真付きの図面をご用意いたしましたので、本日お配りした「参考資料1」をご覧ください。場所は、図面一番上の黄色く塗られた箇所になります。

こちらは、ガスの供給の為に必要な施設、ガバナステーションの設置を理由に2,591平方メートルを除外するものでございます。ガバナステーションとは、高圧で輸送されたガスを家庭や工場で安全に使用できるように圧力を下げる施設のことをいいます。下の3枚の写真は11月1日のものでございまして、施設は令和5年度末までに完成する予定と確認しております。

議案書の箇所別調書にお戻りいただいて、同じく一団番号13-3をお願いいたします。地積更正による82平方メートルの増加につきましては、過去の都市計画審議会に変更した面積に誤りがあったことが判明した誤謬による地積更正となっております。

箇所別の説明は以上となります。

今回の変更対象となります生産緑地の一団ごとの変更面積につきましては、議案書を3ページめくっていただいた「一団ごとの変更面積」にまとめております。7ページございまして、その後には、「生産緑地地区の各年度の面積の変遷」を4ページにわたりまとめております。本日、お配りした「参考資料2」には、過去10年間の生産緑地面積の変遷と、毎年の減少面積についてグラフに示してございますので、こちらも参考にいただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、令和4年

1月1日から、令和4年12月31日までの間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。

また、変更案の縦覧を令和5年10月2日から10月16日まで実施した結果、縦覧者が2名みえましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。本件につきまして何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員 特定生産緑地になっているのは、全体のどのくらいあるのでしょうか。

事務局 約85%でございます。

会長 結構続けられるんですね。特定生産緑地に指定されていないものは、今後宅地化されていくということでしょうか。

事務局 将来的には農地以外になっていくと想定しております。

会長 いくつか、解除の事例をご説明いただきましたが、その点よろしいでしょうか。

ご意見がなければ採決を取らせていただきます。議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）の議案について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

（報告事項）

会長 続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定について、ご説明いたします。説明については、着座にて失礼いたします。

まず、都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されるもので、上

位計画である「総合計画」や、愛知県が広域の見地に立って定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（通称：都市計画区域マスタープラン）に即し、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年を目安としてそれを実現していくための、都市全体及び地域別の将来像を示すもので、今後、具体の都市計画を行うための基本的な方針のことでございます。

現行の都市計画マスタープランは、令和2年6月に策定され、その目標年次を令和12年としており、本来なら、10年毎の見直しとなりますので、今回の改定時期は、令和12年となるものでございます。

しかしながら、現在一宮市においては、岩倉市と共に進めておりますスマートインターチェンジの設置検討や、愛知県にて手続き中であります名岐道路の都市計画変更といった、これからの土地利用が大きく変わるであろう、ビックプロジェクトが控えております。

また、近年は災害の頻発化、激甚化により水災害リスクが増大してきております。このような自然災害、特に水災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられたところです。

以上のことから、都市計画マスタープランにおいて、主に土地利用方針に係る部分改定と、立地適正化計画への防災指針の追加を目的とし、おおよそ2ヶ年をかけて改定を行う予定であり、本年度においては、都市計画マスタープランの部分改定を進めているところでございます。

改定作業にあたっては、学識経験者、市内関係団体の代表者からなる11名の改定委員会を立ち上げており、令和5年12月からパブリックコメントを行う予定でございます。本日は、事前に、その素案を都市計画審議会委員の皆さまにご報告するものです。

パブリックコメントにて示す素案は、お手元のファイルの青色インデックス 都市マス素案ですが、本日の報告にあたりましては、赤色インデックス 報告第1号の次ページにありますA3サイズ8ページでまとめた概要版にてご説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

改定箇所は赤字、赤枠等で示してございます。

まず、「改定の背景」につきまして、今回の都市マスの部分改定に至った背景を追記します。名岐道路等の都市計画決定に関する手続きやスマートインターチェンジの設置検討を受けて、計画の見直しを行うものです。

1ページの左下部分に、都市計画マスタープランと上位計画や関連計画との位置づけを表した図を記載しております。ここに記載のある各種計画につきまして、現段階までに変更のあったものを反映しています。

1ページ目の右側、「社会情勢の変化」としまして、計画策定当初からの社会情勢の変化について、新たに追記します。

1つ目として、ニューノーマルへの適応について、追記します。新型コロナ危機を契機として、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式の変化への対応の重要性について、記載します。

2つ目として、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進について追記します。地域が主体となる多くの魅力ある多様な取組により、民と官の多様な連携・共鳴による可能性豊かなまちづくりを進めることが重要と記載します。

3つ目として、カーボンニュートラルの宣言について、追記します。市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について、果敢に取り組むことが重要と記載します。

4つ目として、物流の効率化の促進について、追記します。広域交通の利便性が高い本市において、物流拠点の確保等による物流の効率化が重要と記載します。

1枚めくっていただき、2ページ目をお願いいたします。

「第1章 都市の現況と課題」の概要が記載されております。

2ページ目の右側上段部分に記載の「④産業構造の変化への対応」について、現況としまして、新たに市内総生産、観光入込客数に関して、整理を行いました。その結果として、市内総生産は2017年（平成29年）から減少傾向、観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の影響により2021年（令和3年）に年間300万人未満となったことを追記します。

次に、「⑤災害などに対する安全・安心の確保」をご覧ください。ここに記載しております、洪水浸水想定区域図をはじめ、新たに作成された浸水想定区域図等を追加し、浸水深3m以上の地域がみられる旨を記載します。

つづきまして、「⑦環境負荷の少ない都市構造の形成」について、環境に関する部分になります。現況の整理部分において、市内バスの利用者数、一宮駅の乗車人員に関する整理を行うと共に、近年のCO2排出量が削減トレンドにあることを記載しています。

1枚めくっていただき、3ページ目をお願いいたします。

『第2章 全体構想』の概要が記載されております。

ページ左側、「都市づくりの目標」について、それぞれの目標に対応したSDGsのアイコンを追加いたします。

つづきまして、その下「計画フレーム」をご覧ください。これまでの工業系市街地のフレームの考え方から枠を広げ、産業系で必要な市街地面積として、フレーム値を算出しました。2030年（令和12年）に必要な産業系市街地として、約88ヘクタールに変更します。フレーム値の算出に当たりましては、愛知県が算出するフレーム計算と同様の手法で予測しております。

3ページ目の右側、「将来都市構造」について変更箇所といたしましては、将来都市構造図を図のとおり、尾張一宮パーキングエリア付近にスマートインターチェンジ優先検討箇所を追加します。併せて、スマートインターチェンジ優先検討箇所周辺において、既存の産業拠点（水色の破線の楕円）を東側へ拡大します。また、西側の木曾川沿線と東海道新幹線・名神高速道路が交差している周辺にありますレクリエーション拠点（緑色の破線の楕円）を、富田山公園の再整備事業にあわせ、南側へ拡大します。産業拠点に関する記載におきましては、スマートインターチェンジ優先検討箇所周辺において、広域交通ネットワークを活かした新たな産業や、交流機能の立地誘導を図る旨を記載します。

1枚めくっていただき、4ページ目をお願いいたします。

「第2章 全体構想」の「部門別の方針」についての概要が記載されております。

「（1）土地利用の方針」をご覧ください。「市街化調整区域の土地利用の方針」としまして、都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例を活用する旨を追記します。限定した範囲で住宅の建築を可能とすることで、地域コミュニティ、公共交通ネットワークの維持を図るものです。

また、「その他の土地利用の方針」としまして、スマートインターチェンジ優先検討箇所への産業や交流機能の立地誘導について追記するとともに、地域住民の生活利便性の確保や、地域活性化の拠点となる農産物等の直売所や、道の駅等の立地検討についても追記します。

つづきましてページ左下、「(2) 都市施設の方針」をご覧ください。こちらの広域幹線道路の方針におきまして、これまでの 幹線道路とのアクセス性向上の取組み促進 との記載から、スマートインターチェンジの設置を検討します との記載に変更します。

次にページ右側、「⑤その他の都市施設」について、駐車場の方針として、一宮駅東地下駐車場及び銀座通公共駐車場の今後の利活用の検討について追記します。

次に、「(3) 市街地開発事業の方針」について、こちらの土地区画整理事業の方針において、スマートインターチェンジを活用した面的基盤整備による新たな産業や、交流機能の立地誘導について追記します。

次に、「(5) 環境形成の方針」について、「地球温暖化防止に向けた方針」において、エネルギーの地産地消を推進し、市内の二酸化炭素排出量の削減を図る旨を追記します。

次に、「(6) 都市防災の方針」について、「防災意識の高揚と支援に向けた方針」において、盛土に関する対応についてです。危険な盛土が住居環境に影響を及ぼさないよう対応を図る旨を記載します。

1枚めくっていただき、5ページ目をお願いいたします。

「第3章 地域別構想」についての 概要が記載されております。

5ページ目の右側、尾西北部、尾西南部地域の地域別構想が記載された箇所になります。まちづくりの方針の上段、「土地利用・市街地整備の方針」をご覧ください。こちらに新たに、朱書き部分を追加し、新濃尾大橋（仮称）のストック効果を活かした土地利用の検討について追記します。

次に、その下にあります「まちづくりの方針図」について、萩原祐久線沿線におきまして、新濃尾大橋（仮称）を活かした土地利用の検討について記載します。また、富田山公園の再整備事業にあわせ、レクリエーション拠点（緑色の破線の楕円）を南側へ拡大します。

1枚めくっていただき、6ページ目をお願いいたします。

「地域3：葉栗・北方町・木曾川町」をご覧ください。まちづくりの方針の上段、「土地利用・市街地整備の方針」において、名岐道路のストック効果を活かした土地利用の検討について、追記します。これに合わせ、すぐ下にあります「まちづくりの方針図」において、葉栗地域に旗揚げ箇所を1つ増やし、名岐道路を活かした土地利用の検討を追加します。

次に、6ページ目の右側にあります「地域4：丹陽町」をご覧ください。まちづくりの方針の上段、「土地利用・市街地整備の方針」において、スマートインターチェンジを活用した面的基盤整備により、新たな産業や交流機能の立地誘導に関する記載と、ストック効果を活用した中継物流施設の立地検討に関する記載を追加します。

また、「緑・景観・環境の方針」において、朱書き部分を変更します。島畑をはじめとした産業景観の調和や継承について記載します。令和3年4月に一宮市景観計画が策定され、島畑が産業景観として位置付けられたことから、記載変更するものです。

次に、丹陽町の「まちづくりの方針図」をご覧ください。スマートインターチェンジ優先検討箇所を位置付けるとともに、現計画で位置づけていた産業拠点（水色の楕円）を東側へ拡大し、市街化編入を見据えた土地地区画整理事業等による産業や、交流機能の立地誘導を図る旨の記載、スマートインターチェンジを活かした中継物流施設の検討についての記載を追加します。

1枚めくっていただき、7ページ目をお願いいたします。

「地域6：大和町・萩原町」について、まちづくりの方針の上段、「土地利用・市街地整備の方針」において、一宮稲沢北インターチェンジ周辺において、すでに地区計画を定めた区域を軸に、産業拠点の形成及び保持に努めると記載変更します。これに合わせ、大和町・萩原町の「まちづくりの方針図」にあります一宮稲沢北インターチェンジにある産業拠点について、周辺環境と調和した産業拠点の形成及び保持と変更します。

次に、7ページ目の右側にあります「地域7：西成・浅井町・千秋町」をご覧ください。まちづくりの方針の上段、「土地利用・市街地整備の方針」において、名岐道路の沿線地区において、ストック効果を活かした土地利用の検討について記載しています。また、スマートインターチェンジを活用した面的基盤整備により、新たな産業や、交流機能の立地誘導に関する記載と、ストック効果を活用した中継物流施設の立地検討に関する記載についても追加します。

次に、西成・浅井町・千秋町の「まちづくりの方針図」をご覧ください。方針図の一番下にあたります尾張一宮パーキングエリア付近において、今まで丹陽町地域を主として位置づけていた産業拠点（水色の楕円）を、千秋町地域まで拡大します。スマートインターチェンジの設置により産業系の開発ポテンシャル評価が高くなるエリアを拡大したものです。また、西成地域に旗揚げ箇所を1つ増やし、名岐道路を活かした土地利用の検討を追加します。

1枚めくっていただき、8ページ目をお願いいたします。

「第4章 計画の推進方策」についての概要が記載されております。

ページ右側に記載があります進捗管理スケジュールにつきまして、立地適正化計画において、防災指針策定に関する記載を追記します。防災指針の策定にあたりましては、令和6年度に作業予定であります。

以上、簡単ではありますが、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定についての概要説明を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの件、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 はい。

会長 委員。

委員 教えていただきたいのですが、名岐道路の延伸とか、スマートインターチェンジの設置検討が行われており、それに伴う改定ということで、各地域でそれに関連し、例えばストック効果を活かした土地利用の検討と記載があるのですけれども、もう少しわかりやす

く、今までだったらこういうことができなかつたが、これを入れることによってこういう風になるといったものがあれば説明をお願いします。

事務局 具体的な方策についてですけれども、マスタープランについては個別具体的な記載はしておらず、大きな方針として定めるということの記載にとどめているところでございます。委員がおっしゃられる内容につきましては、今後の具体的な施策の中で詰めていきたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかに如何でしょうか。

委員 はい。

会長 委員。

委員 概要の1ページ目で、主な関連計画が書かれてありまして、追加で一宮市地域福祉計画が記載されました。改定される前を見ますと一宮市住宅マスタープランがここに記載されておりましたが、これはどういった理由で載らなくなったのでしょうか。

事務局 一宮市住宅マスタープランについては、現在、県の計画に準拠していると聞いておりますので、今回、関連計画から削除しました。

会長 関連しないということではないのですね。

事務局 関連しないということではなく、県の計画に関しては上位計画である尾張都市計画区域マスタープランと関連してきますので、こういった記載としております。

会長 主な関連計画としては載せないけれども、整合を図って計画されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 その通りでございます。

委員 はい。

会長 委員。

委員 先程、委員からのご質問あったのですが、地域7にストック効果を活用した中継物流施設の立地といった具体的な記載をしておりますけれども、改定でここまで具体的な記載を

するという事は何か特別な理由があるのでしょうか。

事務局 今回、ストック効果を活かした中継物流施設の立地検討と記載させていただいた内容の背景については、現在、スマートインターチェンジにおいて国と調整をしているところでございますが、国の方からも物流の2024問題への対応等の話がございますので、少しでも何かやってみたいという考えのもとに、中継物流施設の立地検討について、積極的に検討したいということでもあります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございます。

会長 ほかに如何でしょうか。

委員 はい。

会長 委員。

委員 質問ではないのですが、概要の1ページ右側に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」というオレンジ色の囲ってある部分がございます。そのうちの1つ目のW、ウォークブルですね、歩きたくなるというところで居心地が良い、人中心の空間を創ると書いてございます。我々議員は視察にあちこちの都市に伺っております。例えば、仙台市とか宇都宮市の駅の前は歩道というものはあるにはあるのですが、2階建て、あるいは3階建てになっていて、一宮市の場合、例えば本町商店街に来るとき、あるいは市役所に来るときには、いったん駅から下に降りて、スクランブル交差点が青になってからやっと通行できるという形なのですが、主な市町の駅はそういったことがなくて、駅から出てそのままフラットにまちなかに出られるというところが結構あるわけです。一宮市もこのようなことを後々考えてく必要があるのではないかと考えております。本町商店街もシャッター街が多いですし、そういったことを考えると、二階建てにせずずっとスムーズに歩いて、本町商店街に行けるあるいは真清田神社に行ける、市役所に行けるということを考えると、時間的にも横断歩道をずっと待っている必要がなくなって、スムーズになるのではないかと考えております。

そしてこの2つ目、Eですね、歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。確かにガラス張りですと歩いて行くほうは中が見えていいと思うのですが、一宮駅東の南側にガラス張りの店舗ができたと思うのですが、歩いている、外で歩いている我々は確かにいいかなと思うのですが、中で飲んだり食べたりしているほうの立場に立つと、みられているなという感じがして、僕も中に入って食事をしようと思っても、ちょっと抵抗があるような感じがします。何かもう少しデザインを変えたほうがいいのかと感じました。これは質問ではありません、感想です。

会長 ご意見として承っておいてよろしいでしょうか。事務局、何かございますか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。現在、ウォークブル事業を進めているところでございますが、空間の創出に向けてご意見を踏まえて検討をしたいと思っておりますのでお願いします。

委員 この資料に書いてある「we do」は国が考えているものでございまして、これを踏まえて一宮市なりのものを作っていくことになるのかと思います。

ちょっと私からも関連した内容で、銀座通りの地下駐車場と地上を一体的に整備するといった説明をいただいたと思いますが、この辺のイメージについて、ウォークブルの構想とも繋がっているのか、お聞かせください。

事務局 概要4ページ右側、「⑤その他の都市施設」について、駐車場の方針として「一宮駅東地下駐車場及び銀座通公共駐車場においては、銀座通地上部との一体整備によるまちなかの賑わい創出に向けた利活用を検討します。」ということで記載があるのですが、こちらについては、今年度、地下駐車場のあり方の検討ということで、幅広く地下空間をどのように利活用できるかというところを検討しているところでございます。そういったこともあり、今回このような記載をさせていただいております。上部の利用と、地下駐車場で何ができるかという検討を今進めているところでございます。

委員 なるべく銀座通りの上で滞在できるような方策をとっていただくのがいいのかなと思っております。昨年から研究室で歩行者行動の調査をさせてもらっているのですが、あまり滞在しておらず、ストリートファニチャーなどが置いてあるのですが、そのまま素通りの人が多くみえる結果となっています。どういうことかなと思ったら、駅の中に結構お店が充実してきて、駅の中の方が滞在しやすいのかなといったところでございました。現状はそういう空間になっているので、もう少し駅から銀座通り、そして市役所周辺みたいなものが繋がっていくといいのかなという風に感じております。

会長 ほかに如何でしょうか。

委員 はい。

会長 委員。

委員 名岐道路の延伸、スマートインターチェンジ、ゼロカーボン宣言、時期を得た変更だと思っております。その中で追加修正した記載に「危険な盛土等が住居環境に影響を及ぼさないよう」とあるのですが、平坦な一宮市の中で、こういったものを追加する必要があるような地域というのはあるのでしょうか。

事務局 盛土規制法による規制区域というのは、一宮市では該当ないと伺っております。

会長 ほかに如何でしょうか。

委員 はい。

会長 委員。

委員 概要2ページ目の「⑤災害などに対する安全、安心の確保」において、今回追加される事項に関連するような形で、「⑨多様なまちづくり活動の担い手育成」において、安全・安心につながる担い手育成というような内容があってもいいかなと思いますし、それに対して、安全・安心にかかわる担い手確保というものを計画されているかどうかをお伺いしたいです。

事務局 担い手確保といったところだと、防災リーダーに関するものになるかと思います。

委員 そういう面でいうと例えば、自主防災組織について、一宮市の場合はどうなのでしょう。他の自治体だと、後継者がいないといった地域もあり、自助共助というところが弱くなっていて、特に共助的な面において、悩みを抱えているところもあります。

事務局 個別具体的なものに関しては、関連計画であります地域防災計画等に記載があるかと思いますが、自主防災会の結成数ですと令和5年4月1日現在で、市内814町内会のうち、767町内会で結成しており、結成率については94%となっております。そういったところに育成等の取組みをしていくものだと思います。

会長 はい、よろしく願いいたします。
ほかに如何でしょうか。

委員 はい。

会長 委員。

委員 これから、今年度、都市計画マスタープランの改定の最終版として作成されていくのであろうかなと理解しているのですが、今回の都市計画マスタープランの改定では、令和2年6月に改定をしたものに対して、途中で見直しを行うということでその理由についても序論にて記載いただいているのですが、一方で内容を見ますと、社会情勢の変化のことですとか、あるいは先程、話の出ていました防災に関することとか、この数年起こったことをもう一回見直していく部分も捨てきれないところかなと思います。序論のところでは都市計画マスタープランの改定を令和2年6月に行って、その時に都市計画における将来都市像をこのように設定して、それから都市の骨格に係る名岐道路等といった内容に繋げていただいて、そこの中に社会情勢の変化も起こっているんで、それも併せて組み込んで見直しを行いますといった形として、名岐道路と尾張一宮パーキングエリアの話だけにならないような内容にさせていただくと、一般の市民の方が読んだ時、必ずしもこの内容だけではないということを理解していただけるのかなと思いました。すこし背景のところを

増やしていただくと、わかりやすくなるかと思った次第です。

事務局 計画書の表現について、貴重な意見ありがとうございます。現在、詳細な表現については、確認作業を進めているところでございまして、ご指摘いただいた改定の背景につきましても検討させていただきます。また、今後パブリックコメントを踏まえた改定案につきましては、今回ご指摘の内容も含め、改めてご審議いただけますようよろしくお願いいたします。

会長 ほかに如何でしょうか。

それでは私からも意見ですが、先程、委員からも意見がありましたが、今回、スマートインターチェンジが非常に目玉となっております。一宮市内、既に多数のインターチェンジがあつて、さらにこのスマートインターチェンジを検討されているというか、お願いして作るので予算も相当必要かと思えます。税金をかなり使うということで、何故そこでないといけないかとか、そこにあることのインパクトといったところを整理して、これを費用対効果じゃないけれども、作るのであれば最大限活用できるような形で、ご検討をお願いしたいなと思っております。意見というか要望ということで述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

特にご意見なければ、この報告事項これで終了とさせていただきます。

会長 それでは、以上をもちましてすべての議案ならびに報告事項を終了しましたので、事務局に以降の進行をお返しします。

事務局 会長どうもありがとうございました。

本日は大変お忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和5年度 第1回 一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

閉会 午後3時05分